

国際的な貿易環境の変化に対し農林水産業への十分な対策を求める
意見書

政府は、昨年12月、欧州連合（E U）との経済連携協定（E P A）及びアメリカを除く11カ国の新たな環太平洋戦略的経済連携協定（T P P 11）について、2019年の発効が予定どおり実現すれば、13兆円規模の経済効果が見込めるとともに、約75万人の雇用が創出されるなどの試算を発表した。この効果は、国内総生産を約2.5%押し上げ、人口減少の厳しい時代に突入し、1%台の低成長が続いている我が国の経済を力強く牽引するものと見込まれている。

一方で、国内の農林水産業に与える影響は、安価な輸入品が増加し、生産額が最大で約2,600億円減少することになり、市内で農林水産業に従事する方や団体関係者からは、経営に対する悪影響や営農意欲の減退など、将来の営農に向けて不安の声が上がっている。復興と再生の途上にある本市の農林水産業に与える影響も大きく、海外との競争激化が鮮明になっている今、経営安定や競争力の強化など、足腰の強い農林水産業の実現が求められている。

よって、国においては、日E U・E P AとT P P 11の地域経済等への影響を把握し、国民に対して十分な情報提供を行うとともに、経営の安定対策の充実や生産性の向上、担い手の確保など、持続的で成長可能な農林水産業の実現に向け、国の責任による万全の対策を構築するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成30年3月14日

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	伊達忠一様
内閣総理大臣	安倍晋三様
農林水産大臣	齋藤健様
経済産業大臣	世耕弘成様

いわき市議会議長 菅波 健